

原子力規制委員会
平成26年度行政事業レビューに係る
第1回外部有識者会合

原子力規制庁

原子力規制委員会

平成26年度行政事業レビューに係る第1回外部有識者会合 議事録

1. 日時

平成26年4月21日（月） 13：30～14：22

2. 場所

原子力規制委員会 会議室C

3. 出席者

浅羽 隆史 白鷗大学法学部教授

小笠原 直 監査法人アヴァンティア法人代表 代表社員

田淵 雪子 行政経営コンサルタント

事務局

森本 英香 原子力規制庁次長

片山 啓 原子力規制庁長官官房審議官（官房担当）

米谷 仁 原子力規制庁長官官房総務課長

深見 正仁 原子力規制庁長官官房参事官（会計担当）

藤澤 秀行 原子力規制庁長官官房参事官（会計担当）付経理調査官

川口 司 原子力規制庁長官官房参事官（会計担当）付参事官補佐

4. 配付資料

外部有識者会合委員名簿

資料1 原子力規制委員会における平成26年度行政事業レビューについて

資料2 外部有識者点検対象事業及び公開プロセス対象事業の選定について

資料3 事業一覧表

参考資料1 平成26年度原子力規制委員会行政事業レビュー行動計画

参考資料2 行政レビューの実施等について（平成25年4月5日閣議決定）

参考資料3 行政事業レビュー実施要領（行政改革推進本部事務局）

参考資料4 平成26年度の行政事業レビューの実施に向けた改善策について

5. 議事録

○深見参事官 それでは、定刻になりましたので、これより平成26年度原子力規制委員会行政事業レビューに係る第1回外部有識者会合を開催いたします。

本日の司会進行を務めさせていただきます長官官房会計担当参事官の深見と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず、配付資料の確認をいたしますので、事務局からお願いいたします。

○川口補佐 事務局を務めさせていただきます長官官房参事官（会計担当）付で、総括の補佐をしてございます川口でございます。よろしくお願いいたします。

まず、お手元の議事次第の裏にございます配付資料一覧でございます。一つ一つを逐一御説明させていただくことはございませんが、過不足等がございましたら、議事の途中でございまして、事務局まで御連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○深見参事官 では、御確認ください。

よろしいでしょうか。

それでは、最初に本年度の行政事業レビューに係る外部有識者会合の各委員の御紹介をさせていただきます。

まず、白鷗大学法学部教授、浅羽隆史様でございます。

監査法人アヴァンティア法人代表、代表社員、小笠原直様でございます。

行政経営コンサルタントの田淵雪子様でございます。

それでは、続きまして、事務局を代表しまして、行政事業レビュー推進チーム統括責任者である次長の森本より、一言、御挨拶を申し上げます。

○森本次長 森本でございます。本日はお忙しいところ、ありがとうございます。

ちょっと座って御挨拶申し上げます。

昨年度に引き続き、今回、外部有識者会合に御参加いただきまして、本当にありがとうございます。この行政事業レビューですけれども、今年度は、昨年度よりもさらに外部性を高めるということで、客観性・透明性ということ強化しようということが大きな方針になってございます。

そういった中で、この外部有識者会合の位置づけは、さらに大きくなってございま

すので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

原子力規制委員会、原子力規制庁ですけれども、今年3月1日に所管の独立行政法人でございましたJNESと統合しまして、1,000人規模の役所になってございます。

したがひまして、その具体的な事業も、今までJNESがやっていたものを内政化するという形で、かなり大きな変化がござひます。

そういった意味で、この行政事業レビューの対象として、いろんな課題があろうかと思ひますので、先生方からいろんな御指摘をいただき、それを踏まえて、しっかりした行政事業を進めていきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします、大変恐縮でござひますけれども。

○深見参事官 それでは、引き続きまして、原子力規制委員会側の出席者の紹介をさせていただきます。

まず、行政事業レビュー推進チームの副統括責任者である、長官官房審議官の片山でござひます。

官房総務課長の米谷でござひます。

それから、会計担当参事官付経理調査官の藤澤でござひます。

では、議事に入ります。

まず議題1でござひますが、原子力規制委員会における平成26年度行政事業レビューについてです。

事務局から資料の説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○川口補佐 事務局でござひます。

資料1、原子力規制委員会における平成26年度行政事業レビューについてという資料に基づきまして、御説明さしあげます。

1枚めくっていただきまして、政府全体で取り組んでござひます行政事業レビューとはどういったものかというのを、ごく簡単に御説明させていただきます。

左上にござひますとおり、行政事業レビューは、各府省自らが、全ての事業を対象として、執行実態、こういうものを明らかにした上で、外部の視点を活用しながら点検をする。そして、その結果を概算要求や次の執行等に反映させていくと、こういった取組でござひます。

下半分のところに全体の流れ、イメージ図というのがござひます。昨年度とほぼ同様でござひまして、まさに今、執行実態を把握し、行政事業レビューを作成していく

という過程でございます。

その後、レビューシートを中間公表した後に、行政事業レビューチームとして点検をしていく。

その点検に当たっては、一部外部融資者による点検をしていただくということになりまして、最終的に8月末の予算の概算要求と同じタイミングで、最終的なレビューシートを公表するという流れになります。

次のページでございますが、昨年度、平成25年度の行政事業レビューというところから何が変わったかということを中心にまとめた資料でございます。

1点目が、外部性の強化というところでございます。今後、外部有識者に点検を受けるべき事業の対象事業の選定や、公開プロセスを受けるべき対象の事業を選定を行うこととなりますが、その際には、客観性を向上させるという観点から外部有識者会合を活用して、それらの対象事業の選定の考え方につきまして御理解を得た上で、チームとして選定をするということが1点目の外部性の強化に当たります。

2点目が、行政事業レビューシートの記載内容の強化ということでございまして、成果指標・活動指標につきましては、原則、定量的な指標設定を行いなさいと、これは、今までもそうしていたつもりではございますが、行政改革推進本部事務局のほうでも、これについては原則定量的な指標設定を行い、困難な場合であっても、必ずその困難である理由を明記するようにと、その上で定性的な目標を必ず記載すると、これを原則とするという形で位置づけられたものでございます。

また、これは行政事業レビューシートの中でございますが、自己点検につきましては、「点検・改善結果」という形で一つの欄になってございましたが、これを、「点検結果」と「改善の方向性」という形で、二つに分けてそれぞれを記載することとしたというものでございます。

3点目、点検結果の分類の変更でございます。公開プロセスや、レビュー推進チームが、これらの点検を行いますが、今までは「事業全体の抜本的改善」、「事業内容の改善」、「現状通り」、この3種の選択肢であったところでございますが、これに、事業の存続自体そのものを問題とする場合の選択肢という形で、「廃止」というものを追加されてございます。

公開プロセスにおきましては、どの選択肢、これを選択する場合であっても、どういう課題があるのか、問題点があるのかと、これについてどういう改善ができるのか、

見直しができるのかということもあわせて記載するよにということになっているものでございます。

ページめくりまして、原子力規制委員会における行政事業レビューの進め方につきまして、簡単に御説明させていただきます。

実施体制でございますが、原子力規制庁の職員で構成されます「行政事業レビュー推進チーム」を設置いたしまして、規制委員会としての行政事業レビューを進めていくというものでございます。

具体的なメンバーにつきましては、参考で挙げていただきましたとおり、次長を総括責任者として進めていくというものでございます。

また、外部の視点を活用したレビューを実施するために、「外部有識者会合」を設置するということで、3名の有識者の方に御協力いただくというものでございます。

今年度の実施事業数を下にまとめさせていただきました。

現時点で、事業数は、精査しているところでございますが、見込みではございますが、現在69事業を予定しているものでございます。

内訳といたしましては、平成25年度に実施した事業が61事業で、平成26年度からの新規の事業として8事業、こういう形で予定をしております。

後ほどの議題でも御説明させていただきますが、具体的な事業につきましては資料3でまとめさせていただいているものでございます。

最後に、規制委員会におきます行政事業レビューの進め方ということで、現在、我々のほうで考えているスケジュール感について簡単に御説明させていただきたいと思います。

本日、4月21日で、第1回の外部有識者会合を行います。

次の議題で具体的な御議論をいただきますが、公開プロセスを実施することになった場合には、6月上中旬に、その公開プロセスを実施することになります。

そして、6月の下旬から7月の中旬にかけて、行政事業レビューシート、これを、全ての事業につきまして中間公表を行うということになります。

その後、7月上旬、下旬と2回に会合を分けまして、外部有識者点検対象事業につきましてヒアリングをしていただき、その次の会におきまして、そのヒアリングの結果や問題点等、そういうものにつきまして意見・議論をしていただき、最終的な所見の取りまとめという形で進めていきたいと考えております。

最終的に、8月末の行政事業レビューシートの最終公表という形になっていくものでございます。

最後のページ、これは参考ではございますが、公開プロセスを実施する場合にどうなるかというものをまとめさせていただきました。

簡単ではございますが、外部有識者が6名という形で、こちらで3名、プラス行政改革担当部局、要は行政改革推進本部事務局のほうが出してくる有識者3名、この計6名で、公開の場で議論をするという形になっていきます。

今も行ってございますが、インターネット中継、一般傍聴等により議論を全面公開していただくと。議論の結果はその場でまとめていくという形になってくるというものでございます。

以上、簡単ではございますが、御説明をさせていただきました。

○深見参事官 ありがとうございます。

では、ここまでの御説明につきまして、何か御質問等ございましたら、お願いいたします。

一応ここまで、今年のやり方とかスケジュール感ということでございます。もしよろしければ、こういう考え方で、具体的にどういうものについてやるかというものが、議題の2になってまいります。よろしければ、議題2のほうを御説明させていただきます。

(はい)

○深見参事官 では、議題2につきまして、「外部有識者による点検の対象事業及び公開プロセス対象事業の選定について」でございます。

では、引き続き、事務局から御説明させていただきます。

○川口補佐 引き続き事務局のほうから御説明させていただきます。

お手元の資料2と資料3、A3の紙がございまして、これを見ながら御説明させていただければと思います。

資料2にございます外部有識者点検対象事業及び公開プロセス対象事業の選定についてというペーパーを御覧いただければと思います。

まず、外部有識者点検対象事業の考え方でございます。

外部有識者点検対象事業、この選定自体は「行政事業レビュー推進チーム」、つまり、次長をヘッドとするチームで選ぶということになってございます。

ただ、その際、先ほど御説明させていただきましたとおり、外部有識者会合を活用した上で、その選定の考え方につきまして御理解を得て選定を行うよう、行政改革推進会議で策定してございます実施要領に記載されているものでございます。

外部有識者点検対象事業の選定基準につきましては、行政改革推進会議が策定してございます実施要領に、枠囲みのおりまとめられているものでございます。

①と②とございまして、①はオートマチックに点検を求めなければならないというふうにされているものでございまして、25年度、要は、昨年度新規に事業を開始したもの、また、26年度が事業の最終実施年度であったり、予算上の最終目標年度に当たるなど、27年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断すべき必要があるもの。また、秋のレビュー、これは行政改革推進会議でやるものでございますが、その対象事業であったり、前年のレビューの取組の中で行政改革推進会議において何か指摘事項があったというようなものというものを、必ず点検を求めなければならないというふうにされてございます。

我々といたしまして、3点目につきましては該当がございませんので、主に25年度新規事業であったり、26年度が最終目標年度の事業、こういったものについて、まず点検対象事業となるというものでございます。

そして、②ということで、その他といたしまして、行政事業レビュー推進チームで選定する事業を追加することができます。特に、以下の基準、三つほどございますが、こういう基準に当たるものは重点的に選定するようにと、実施要領に書かれているというものでございます。

1点目が、26年度の政策評価における実績評価の対象となっている事業。

2点目が、25年度に事業内容が大幅に見直されたもの、27年度予算概算要求に向けて大幅に見直しをしたいと検討しているもの。

3点目、事業の執行に関しまして、会計検査院や、総務省――行政評価局や、マスコミなど、内外から問題点を指摘されているようなものなど、そういう外部の視点による事業の点検の必要性が高いと思われる事業については入れなさいというようなことになってございます。

いずれにいたしましても、これら①とか②の基準に該当するか、しないか、これには関わらず、全ての事業が5年に一度を目処に、外部有識者の点検を受けるようにしなさいというのが一つ。

もう一つが、それらの対象事業数の選定に当たっては、年度ごとの偏りが生じないように、平準化して選ぶようにしてくださいというように書かれているものでございます。

裏のほう、めくっていただきまして、公開プロセスの対象事業についての御説明でございませう。

実施要領にありますうが、公開プロセスの対象事業といたしましては、外部有識者の点検を受ける対象の事業、その中から選定することとなつてございませう。

具体的な事業の選定につきましては、行政事業レビュー推進チームが行うということとなつてございませう。その際、外部有識者会合を活用した上で、外部有識者などから意見聴取等を行った上で選定を行う。この意見聴取につきましても、基本的には選定の考え方や、その基準に關しての御意見を得るといふ形でございませう。

公開プロセス対象事業の選定基準、これにつきましても、行政改革推進本部事務局でつくつてございませう実施要領上枠囲みのおりまとめているものでございませう。

一つが、事業の規模が大きい。政策の優先度が高いといふもの。

もう一つが、長期的・継続的に取り組んでいるもので、執行方法や制度の改善、こいうものの余地が大きいのではないかと考えられるもの。

3点目が、事業の執行に關しまして会計検査院や総務省、マスコミ内外から問題点を指摘されているもの。

4点目が、政策評価におきます実績評価の対象となる施策に關連するもの。

最後、その他として、公開の場で点検を行うことが有効と判断されるものといふものでございませう。

注釈として、※二つございませうが、原則として事業規模が大きいといふ意味で、1億円未満、このものについて対象としないといふところにされているものでございませう。

もう一つが、行政事業レビュー推進チームで対象事業を選定いたしましうが、内閣官房の行政改革推進本部事務局が対象事業の追加を求めることもできるといふふうになっているものでございませう。

ここからが本題になりますが、3点目、26年度行政事業における対応方針といふことでございませう、我々として、こいう対応方針で臨もうといふ形で今、考えている案をお示しさせていただきたいと思ひませう。

まず、1)でございませう。外部有識者の点検対象事業でございませう。

先ほど御説明させていただきました選定基準、裏に戻って恐縮でございますが、①と②でございます。

まず、①は必ずやらなければいけないものということになりますので、まず、①に該当するもの、これを最初に選定するというところで、12事業が上がっております。

具体の事業につきましては資料3でございますが、これが全体の事業一覧表でございます。全体で69事業、具体的には61+8という形でまとめさせていただいております。

その中のカラーで赤く色塗りされているものがございまして、その中で、予算上の目標年度というところで書いてあるもの、これは26年度外部有識者点検実施事業と一番上でございますが、その中で予算上の目標年度と書いてあったり、25年度新規と書いてあるもの、こういうものが12事業ございます。

さらに、ということございまして、先ほど次長よりも御説明がありましたが、独立行政法人JNES（原子力安全基盤機構）を統合させていただきまして、26年度、ある程度の事業の組みかえであったり、組み直しをしております。それに当たりまして、別の事業に統合して廃止されたというものも幾つかございます。

具体的に申し上げますと、追加実施というところで書いてある29番とか30番とかの事業につきましては、別の事業に統合してしまう、二つの事業を一つにするという形で、事業を組み直しているものでございます。

その組み直した先のところが外部有識者の点検対象の事業になるもの、例えば29番の事業でございましたら、これは21番の事業に統合するという形で廃止するものでございます。

21番の事業につきましては、予算上の目標年度という形で、外部有識者点検の対象とすることにしてございますので、この点検を行うに当たっては、そのもととなる29番の事業も一緒にレビューをしたほうがよろしいのではないかという形で、こういう事業を追加選定という形で、外部有識者の点検対象事業として追加するものでございます。

具体的には、今申し上げました29番、そして30番、そして、2枚目のページになりますが、61番、この3事業が該当するものでございます。

これでいきますと、あわせて15事業という形で、今年度はこういう形で進めたいというふうに考えているものでございます。

次、2)の公開プロセスの対象事業でございます。

公開プロセスにつきましては、外部有識者点検対象事業の中から選ぶということでございまして、実際に、選定基準として、例えば事業の規模が大きいとか、施策の優先順位が高いなどのものに該当するというので、今回、事業の規模がかなり大きいもので、かつ予算上の目標年度、要は、次の年の見直しに当たって、その事業の継続の是非なども含めて議論をすべきではないかという観点から、予算上の目標年度となつてございます、例えば2番の事業であったり、12番の事業、25年度の予算で9億とあったり、6億という形で、比較的規模が大きいものを対象候補として選定する形で、現状考えているものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○深見参事官 ありがとうございます。

ただいまの御説明の中身、二つに分かれておりまして、まず、外部有識者による点検対象事業、つまり、この場での点検対象とすべきものということで、3.1)について御提示させていただいております。

ですので、まずこの1)についての考え方について、御意見、御質問等ございましたら、お願いしたいと思います。

特に、15事業という形で選ばせていただきました。これは5年に一度は全て見なさいということございまして、今年度の69ということであれば、約5年で回るなど。もちろん、今後、事業が増えていくこともあるとは思いますが、ちょうどいいぐらいの数字ではないかと考えているところでございます。

○小笠原委員 御説明ありがとうございます。

ちょっと確認ですけれども、昨年は、たしかこういうふうにある事業を、少し重点的ではなかったかもしれませんが、かなり一つずつやっていったと思うんですけれども。

そうすると、その方法が大きく変わって、今回はこの15事業を中心に、ほかの部分はまた来年以降に見ていくという話でよろしいんですか。

○川口補佐 すみません。

15事業を外部有識者点検の対象とする。まさに、この場で議論していただく。

前回は、これを10事業ほどやらせていただきましたが、その対象とするというものでございます。

来年度以降は、やらなかったものから、次の年にまたお願いするという形で、去年とも変わらずに、要は、全ての事業はやりますが、外部有識者の方に点検をお願いする事業はこれですというのを、毎年選んでいく形になっていきます。

○小笠原委員 そうすると、差し当たっては、こういうふうに表は列挙されているけれども、どれを選ぶかはありますが、基本的には網掛けのところのみが、ここで議論されるということでしょうか。

○川口補佐 そのとおりでございます。

○小笠原委員 わかりました。

○田渕委員 この15事業というのは、実施が決められているものから抽出されているので、これをどうこうはできないというものですよね。そうではないのですか。この中から選んでもいいということですか。

○川口補佐 15のうち12個につきましては、必ず、マストでやらなければいけないというものになってございますので、これを外すということは、基本的にはできないと考えていただければ結構です。

残りの三つ追加で選んでいるものについては、こちらで若干選定するという余地はございます。

○田渕委員 統合した部分については、候補に挙がっているもの以外から選定できるということですね。

○川口補佐 そうです。その選定の可能性があるということで、今、網掛けになっているところで追加実施と書いてあるのがあると思うのですが、

○田渕委員 それが候補なのですね。

○川口補佐 はい。それが、今、我々の出している三つの候補という形で考えているものでございます。

○田渕委員 追加実施の候補について、この三つに絞った理由を、もう一度簡潔に説明していただけますか。

○川口補佐 一つが、この事業がもうなくなるというのが一つあって、最終年度であったということがあるのですが、ほかの事業に統合される。Aという事業とBという事業があって、それがCという事業に、二つだったものが一つになりましたというやり方なのですけれども、一つ廃止されたものが、廃止されて来年度以降やらないかという、今年度も、やる。事業は続いています。それは、別の事業で、統合された場所でやっ

ていますというような事業でございます。

その別の事業で統合した後にやるという事業の部分が、外部有識者点検の対象事業になっています。行政事業レビューにつきましては、その前の年度の執行がどうでしたかというのをもとに点検をいただくものでございますので、新たに統合された後の事業を点検しようといった場合には、統合される前の残った事業についても、あわせて点検していただいたほうがよろしいのではないかという観点から、入れたものでございます。

○田淵委員 ということは、厳密に言えば、今年度の事業からすると12事業である。そのうちの、独法の統合によって、25年度分として二つに分かれていた独法分の事業も評価しましょうということ。

厳密に言えば12事業で、そのうち構成事業が3つあるということですね。

○川口補佐 考え方としては、そういうことになります。

○深見参事官 田淵先生、どうぞ。

○田淵委員 これ以外選定しようがないのであれば、ここで議論しても仕方がないと思うんですけど。

○川口補佐 すみません。ありがとうございます。

○深見参事官 ほかに何か。よろしいですか。

○小笠原委員 というのは、じゃあ、この段階で、ほかに追加はないかということですか。

○深見参事官 一応、この会議でお諮りしていますのは、こういうものを対象とする考え方についてお諮りしておりますので、もし、こういう考え方で、もっと選定すべきではないかというような御意見があれば、これは承って、検討させていただくということでございます。

ぜひこういう観点を入れて、もっと精査してみなさいということであれば、今後私どもで検討させていただくことになります。

○田淵委員 次の議事で申し上げようと思ったんですけども、原子力発電施設等の安全調査研究委託費、これは、前年度事業が大幅に遅れていた事業で、昨年度は評価のしようがなかった事業だったと思うんです。たまたまこれは予算上の目標年度ということで、評価の対象になっていますけれども、また規模が大きいということで公開プロセスの対象候補にもなっていますけれども、昨年実施した評価の結果を踏まえた観点で、ほかの事業に関しても今後は検討されるといいのではないかと思います。

○深見参事官 ちょっとよく精査して、そういうものがあるかどうか見てみたいと思います。

ただ一つだけ申し上げますと、補正予算で措置されておりました、まだ着手が十分でないみたいなものがあります。こういうものは、確かに遅れてはいるんですが、評価のしようがないということが出てまいりますので、それは多分、1年度先送りで選定させていただくということになるかなとは思っています。

ただ、1~2年やっておって、それがまだ十分いけないというものであれば、これは御指摘のとおり対象になり得ると思っております。

○田淵委員 今申し上げたのは、昨年度に評価対象になった事業に関して、有識者会合で指摘された事業について、もう一度、見直されたらどうですかという観点です。

○深見参事官 わかりました。

○田淵委員 指摘に関してはきちんとフィードバックがなされるべきで、評価を実施して終わりではないので。昨年、この002の事業は大幅に遅れているということで評価できなかったという指摘を受けたので、今年度評価対象としましたという選定理由はあります。

○川口補佐 そうですね。さっき申し上げましたように、予算上の目標年度にたまたまなっていました、昨年度の有識者会合で、そのような御指摘があったこともございますので、そういう観点もあって、ここに選定した形にはなるかと思いますが。

一応、そういう形も踏まえて、今後、次の年度のものを選定するときには考えたいと思っています。

○小笠原委員 その流れでいきますと、この対象事業の選定基準は、事業単位で1億円未満は原則対象にしないという話に関係あるのですか。

○川口補佐 1億円以上というのは、公開プロセスの対象として選ぶときの基準でございますので、外部有識者の点検を受ける事業は、どんなに額が大きかろうが、小さかろうが、5年に1回はやるという話になります。

○小笠原委員 なるほど。

とはいえ、あまり僅少なものは、そうはないのかなと思うのですが、例えば、思い出したところで言うと、9番の国連大学等拠出金とかは、拠出について、どういう意思決定のプロセスがあったか等々の議論が、以前あったかなというふうに記憶しているのですけれども、やっぱりそういうことが念頭にあってということなんでしょうか。

○川口補佐 拠出金だから対象にしないという考え方は、まずできないということが一つございます。

○小笠原委員 そうですね。

○川口補佐 ただ、昨年度の点検をいただいたときも、拠出金のものは、なかなか議論の余地もないですよということもありまして、そこは7月以降、拠出金を何個か入れてございますが、そういうものの点検に当たっては、少し効率的に議論を進められるように、ちょっと我々の方でも配慮したいなというふうには考えてございます。

○深見参事官 ありがとうございます。

では、もう一つ議論すべきことがございますので、そちらに移ってよろしいでしょうか。

(はい)

○深見参事官 もう一つの論点は、この資料2の3.2)公開プロセス対象事業の選定の考え方でございます。

今回、私どものほうから、この外部有識者点検対象事業の中から二つ、例えば、事業の規模が大きく、かつ予算上の目標年度に該当するものとしては、二つぐらいかなということをお提示させていただいております。

何か御意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

○浅羽委員 考え方を教えていただきたいのですけれども。

選定の基準として、こういう選定の基準そのものは、これでよろしいかと私は思うのですけれども、そもそもの考え方として、まず、事業年度がちょうど予算上の目標年度に該当するものという選択の理由は、これは1度、予算の区切りがあるので、きちんと中身を精査して次につなげるかどうかを、より厳しい公開の場でやろうというような意思かとは思いますが、その点は、それで間違いないでしょうか。

○川口補佐 そのとおりでございます。

○浅羽委員 かつ、事業規模が大きいという点に関しましては、私も、事業規模が大きいほうが、より大切だろうとは思いますが、ただ一方で、事業の内容で、小さくても、より一問題が大きいのを最初に入れるかどうかはあれですけれども、従来の中でいろいろ指摘されているようなものを選ぶという考え方もあるんじゃないのかなとは思いますが、その点はいかがでしょうか。

○川口補佐 そういう政策的な優先度も含めて考えて、事業の規模が大きいというのが一番の理由なのですが、政策的な優先度も踏まえても、やはりこの辺、今、候補で挙げ

ているものなのかなど、我々としては考えているものでございます。

○深見参事官 一応、規制委員会で所掌している事業の中で、資料2の1枚目でございます、秋の行政事業レビューの対象事業など、前年度の取組の中で、何か行政改革会議で指摘があったものであるとか、②のところ、どこか会計検査院であるとか、行政評価局などで何か御指摘をいただいているものというのは、今のところないということをおっしゃって、そういうものが、逆に該当がないということで、こういう事業規模が大きく最終年度に当たるものを選定させていただいたということになるかと思えます。

○浅羽委員 事業規模なんですけれども、これは平成25年度の補正後の予算の金額で切ったというものでしょうか。それとも、何年間か、その目標年度までの類型の予算額で取ったのか、どちらなんですか。

○川口補佐 前者でございます、平成25年度の補正後予算額の中で切って考えているというものでございます。

○浅羽委員 ちょっと確認なんですけれども、この年度だけたまたま、最後なので少ないとか、逆に多いとか、そういうようなことはないという理解でよろしいでしょうか。継続的に、大きいものは比較的大きいし、小さいものは比較的小さかったしということで、間違いはないということでしょうか。

○川口補佐 多分、個々の課題になってきますと、それなりの波は出てくるかと思いますが、今挙げている事業全体としては、概ね大体この程度のオーダーの金額で推移しているものでございます。

○深見参事官 どうぞ。

○田渕委員 私も、今の視点は重要だと思うんです。

今年度だけの金額だけでいいのか。できれば、この資料に、事業開始の年度から予算上の目標年度までの合計を出しておいていただくとよかった。そうすれば、今年度の予算額だけで決めていいのかという議論に対する説明がつくと思うので。

○川口補佐 それでは、組織の再編もございましたので、どこまで、年度間で幾らかかったか、幾らの計画であったかというのが、なかなか出せるかどうかというのもわかりませんが、1回まとめさせていただいた上で、それを見て、また我々のチームの中で、どういう事業を選定したらいいかというのを検討させていただきたいと思えます。

○深見参事官 特に公開プロセスにつきましては、タイミングが早いものですから、今年の執行状況というのは、まず見られません。

そういう意味で、去年度の予算額が大きいものを選ぶというのは一つの合理的な考え方であろうかとは思いますが。もちろん、その前の額がどうだったかというのは、御指摘のとおり大事な視点でございますので、それはまた、よく、こちらで精査させていただいて、検討させていただきたいと思っております。

どうぞ。

○小笠原委員 仮に、この25年度の予算の規模で言ってみると、それだけ単体で見ても、割と規模が大きいものも、特に、ひっくり返して2枚目を見ると結構あるかなというところと、あと、全体的に見ると、いや全くないわけでは、もちろんないんですが、JNESへの交付金事業というものの抽出が割と少な目かなというふうに思うんですけども。それは何か、これまでの経緯から、ちょっと重点とする必要はないというような御判断があつてのことなんでしょうか。

○川口補佐 まず、網掛けの、カラーになっている部分の抽出が比較的少ないという御指摘はごもっともでございます。JNESの交付金事業をやったものは、基本的に予算上の目標年度が、ほとんど平成28年度となっております。

ですので、平成28年度の行政事業レビューにおいて、これらは外部有識者の点検をいただくという形で進めようかと考えております。

ですので、5年に1回を目処にとやりますので、あえて、ここの26年度で、もう次の28年度にやるものがほぼ決まっている事業について、今ここで外部の点検を求めるかということではなく、そこは、28年度に外部有識者の点検をいただくという観点で、ほとんど今は外れているというのが現状です。

確かに、そのほかの、例えば裏にありますとおり、三十何番とか、その辺を見っていきますと、10億を超えているものもございます。これについても、結局、29年とか、28年とかにやるものが、ある程度、予期できておりますので、現時点で、これを今、入れますかというところで、現時点では、そこまでは考えていないというのが、この選定の考え方でございます。

○小笠原委員 ということは、確認ですけども、この予算上の目標年度というのは、割と大きく今回の選定には作用していると、そういうことですね。

○川口補佐 まさに、そのとおりでございます。

○小笠原委員　そういうことですか。わかりました。

○深見参事官　ほかにございますでしょうか。

○浅羽委員　情報として一つ教えてください。

今のJNESの予算上の目標年度が、平成28年度が多いというのは、これは旧独法時代
の中期目標の期間の最終年度の関係ですか。

○川口補佐　そのとおりでございます。

○浅羽委員　かしこまりました。じゃあ、そこで、かなりいっぱい出てくるということ
ですね、この関係が。

○深見参事官　何かございますでしょうか。

どうぞ。

○田淵委員　予算上の目標年度で切るのもいいとは思いますが、公開プロセスで
は廃止という選択肢が追加されていますよね。目標年度に達している事業に対して廃
止といっても、どうしようもない状況ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○川口補佐　今年からは、廃止という選択肢もあり得る。

○川口補佐　予算上の目標年度というのは、まさに26年度がその目標年度になっていま
すので、そこで一区切り。26年度の執行をもって、とりあえず一区切りとしよう。27
年度以降、まだ続けますかというのを、一応、その場でいろいろと御議論いただこう
ということも含めて、公開プロセスでやるという形でございますので。

そこで廃止が出たら、27年度の要求はどうするかというのは、また検討しなければ
いけません。そういう形でつながっていくというふうには考えておりますが。

○片山審議官　すみません。少し補足をさせていただきますと、旧JNESの事業というのは、
主として安全研究、将来の規制基準に生かすために、前もって研究をするという事業
でございますけれども、そのJNESの安全研究事業を今回の規制委員会に統合した後、
今月に入って規制委員会で御議論いただいたんですけども、安全研究というのは、か
なり息の長い研究が多いものですから、事前の評価、それから途中段階での評価、事
後的な評価、さらに、本当にそれが規制に生かされたのかという追跡評価みたいなも
のをやろうということで、かなり重層的な評価体制というものをとろうということ、
規制委員会のほうで決めていただきました。

我々は、これを毎年ローリングして、点検して行って、その過程で問題が生じたら、
当然のことながら、それを、この行政事業レビューで、予算の目標年度を待たずして、

事業の執行という観点からも、先生方に点検をしていただきたいというふうに思っております。

したがって、今の事業の考え方自体は、予算上の目標年度までにしっかりした成果を上げるということで、できておりますけれども、その途中経過というものを、まさしく、その当該研究分野の専門家の意見も聞きながら点検することにしておりますので、そういうところの成果などを、またこちらのほうにフィードバックさせていただいて、こちらでも、目標年度まで何もしないのではなくて、前倒しでやったほうがいいと、まさしく、田淵先生が御指摘されたような事態が生じたら、我々事務局として、この場に御説明して、前倒しでやっていただくといったようなことも考えていきたいというふうに思っております。

○深見参事官 本日、御提示してありますのは選定の考え方でございますから、今日、御指摘いただいたものも踏まえまして、きちんとこちらで精査して、では、これをお願いしたいということを、会議までにまた御相談させていただくということになるかと思っております。

ほかに、何かございますでしょうか。

○小笠原委員 今の片山さんのお話の、もう一回確認なんですけれども。

ですから、そういう意味で言うと、何かちょっと先のことについて議論の余地がある場合は、前倒しで、こういう議論を持ち出してやっていこうという、そういう状況であって、間違っても、逆というか、もう既に走っちゃったんだけど、廃止とかという、そういう意思決定ができなくなるような、そういうようなことには、要は、初めからなっていないプロセスだということに理解していてよろしいんですね。

○片山審議官 はい。当然、まさしく、外部の先生方に点検していただく意義というのは、そういうところにあるかというふうに思っております。

○小笠原委員 了解しました。ありがとうございます。

○深見参事官 よろしいでしょうか。

(はい)

○深見参事官 それでは、一応このような考え方で、今日の御指摘いただいたことも、さらに念頭に置きながら、きちんと私どものほうで対象事業を選定させていただきたいというふうに思っております。

それでは議題3、その他でございますが、議題3としては、こちらでは特段の予定は

入れておりませんが、何か先生方から、この際、御指摘がございましたら、お願いしたいと思います。

どうぞ。

○田淵委員 事業の選定に当たってですが、昨年は、選定された事業が提示されただけでしたが、今年度は、評価対象に選定された事業について、きちんと選定の理由もあわせて公表していただきたいと思います。特に、公開プロセスに関しては、通常の選定基準とは異なる視点が入ってくると思うので。

○深見参事官 承知いたしました。

○小笠原委員 あと、すみません。事前にお送りいただいたものを読んだ中で、1点だけ確認ですけれども。

今日も御用意いただいております参考資料3の、3ページの外部有識者による点検というところがあって、ここの中で、もし、今までと違う、いろいろ、ところどころに注意を喚起すべく下線が引いてあったりとかしてしまっていて、心構えとして、どういうことを気にとめておいたらいいのかという点が、もしありましたら、ちょっと御指摘をいただければなというふうに思いますが。

○川口補佐 この参考資料3は、行政改革推進本部事務局のほうで作成した資料でございます。この下線の意味は何かと申し上げますと、25年度の実施要領、要は、昨年度つくっていた実施要領から追加した部分の記載を下線で引いてあるというもので、ここが重要であるとか、そういうことを意味しているものではございません。

なので、特に今までと大きく変わるのは何ですかと、要するに、先ほど、今まさに今日の議題でやってございます外部有識者の点検の対象事業を何にすべきかとか、公開プロセスの対象事業をどうするかということに関して、外部有識者会合を使って御意見を聞きなさいというような話が、一番大きい話になるかと思えます。

あとは、所見のところでは若干はありますが、5ページ目の(4)でございます。

外部有識者の所見を書く欄がありまして、そこに書くんですが、その後の外部有識者の指摘の結果というのは、積極的にできるようにちゃんとしてくださいというような話が、ちょこっと書いてあるという程度でございます。大きく、こう変わりますというような観点で、新たに、こういうことをよく御了解いただきたいというものは、まさに今日の議題でやっていることぐらいと認識しております。

○小笠原委員 話題になった一つの選定、公開プロセスにおいて、どういう判断をするか

という中にある「廃止」という話は、この7ページに書かれている、ここの部分ということなんですか。

○川口補佐 そのとおりです。新たに廃止というのができたというふうに考えていただければ。

○小笠原委員 わかりました。

○田淵委員 5ページの(6)、外部有識者所見の取り扱いというところなんですけれども、②で、「チームは、自らの役割として、指摘を行った外部有識者と関係事業所管部局との調整を行う。」とあるんですけれども、昨年度末に規制庁からレビュー実施に係る改善点等について意見を求められた際にも、指摘事項に対してどういう形で対応されたのか、フィードバックが非常に重要で、所管部局の対応方針に対して外部委員と議論することでより改善が深められるのではないかというコメントをさせていただいたんですが、まさにこれはその視点だと思うんです。

この点に関して、原子力規制庁として、今年度何か新たな仕組みを実施しようとしていらっしゃるのでしょうか。

○川口補佐 従前から、要は、我々の事務局のほうで外部有識者からいただいた点検を踏まえて、改善をどうするのかというのは、チームの中で点検をちゃんとしていたというところではございます。

なので、今回これを書いたというのは、どこでもやっているんだけれども、あえて明記したというような観点もあるというように聞いておりますので、これがあるから新しく何かをやらなければいけない、従前から我々はやっていたというのが認識でございます。

ただ、田淵先生がおっしゃるように、外部有識者会合の中で、そういうフィードバックをもう一度するかというのは、もう一度、検討させていただければというふうに考えております。

○深見参事官 よろしいですか。ほかに何かございますでしょうか。

どうぞ。

○小笠原委員 冒頭に御説明いただいた資料2の裏の公開プロセスの選定基準の最後に、「行政改革推進本部事務局が対象事業の追加を求めることもある。」と、これはどういうタイミングで起こることですか。

○川口補佐 今後、チームとして公開プロセスの対象事業として選定したものを、全体の

行政事業レビューを、政府全体で行っております行政改革推進本部事務局にエントリーします。

その上で、行政改革推進本部事務局から、これも点検すべきではないか、公開プロセスに追加すべきと、こちらに提示が来る場合があるというものでございます。

○小笠原委員 では、これからですね。

○川口補佐 これからの話です。

○深見参事官 よろしいでしょうか。

(はい)

○深見参事官 よろしければ、最後に、事務局から今後のスケジュールなどについて、御説明させていただきたいと思います。

○川口補佐 事務局でございます。

次回でございますが、外部有識者会合という形では7月を予定してございますが、公開プロセスを行うことになるかと思っております。

公開プロセスについては、詳細はまだ決定してございませんので、それが決まり次第、予定等、必要な事項等を調整させていただければというふうに考えております。

よろしくお願いいたします。

○深見参事官 そういう意味では、今後、公開プロセスの対象事業というものをきちんと選定して、先生方にもフィードバックして、日程の調整をさせていただくということになろうかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ほかに、何かございますでしょうか。

(なし)

○深見参事官 よろしければ、これで全ての議事が終了いたしましたので、大分早目ではございますが、これで平成26年度原子力規制委員会行政事業レビューに係る第1回外部有識者会合を終了したいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

以上